

令和2年5月7日

保護者各位

豊橋中央高等学校
校長 高倉嘉男

休校期間再延長とオンライン授業開始について

拝啓 新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動に、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校措置が長引き、各ご家庭に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますが、右のように、国から緊急事態宣言の延長が発表された他、文科省や県からも休校に関する指示がありました。そのため、休校期間を下記のように再延長させていただくこととなりました。

それに伴い、ご子女の学習にこれ以上の遅延がないように、オンライン授業を開始いたします。本日、ご子女にはその説明をし、手引きも別紙で配布しておりますので、ご参照くださいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 休校期間 5月20日（水）まで
2. 学校再開日 5月21日（木）午前8時40分
3. 学校再開日の内容 1年生はガイダンスとHRを行い、2・3年生はHRを行います。
4. 備考
 - ・登校日の朝には必ず検温してください。37.5度以上の熱がある場合や著しい風邪の症状がある場合は、登校を控えるようにしてください。
 - ・通学経路での感染などに不安がある場合は、登校しなくてもいいものとします。
 - ・欠席する場合は、学校（0532-54-1301）に連絡してください。
 - ・上記の日程は現時点のもので、今後、状況次第で変更する可能性があります。最新情報につきましては、Classi やウェブサイト (<http://takakura-gakuen.sua.jp/>) をご覧ください。
 - ・予定通り学校が再開されたら、5月22日（金）に基礎力診断テスト（1～4限）を行い、5月25日（月）から半日授業を開始します。

以上

<参考>

■内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による5月4日付け通知の抜粋・要約

- ・全都道府県において緊急事態措置を実施する期間を5月31日までとする。
- ・緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに解除する。

■文部科学省による5月1日付け通知の休校に関する部分の抜粋・要約

- ・学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じる。学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていく。
- ・たとえ緊急事態宣言の対象区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していく。

■愛知県教育委員会による県立学校への4月24日および5月4日付け通知の抜粋・要約

- ・県立学校の臨時休業期間を5月31日まで延長し、6月1日に学校を再開する。
- ・5月21日以降を学校再開準備期間とする。
- ・学校再開準備期間には、時差登校や分散登校により登校日を設定する。
- ・学校再開後2週間は分散登校を行うなどにより、半日授業を基本に段階的な対応を進める。

東三河の新型コロナ陽性者の推移

